

国立大学法人北海道大学リサーチ・アシスタント実施要項

平成8年7月24日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、教育研究組織（以下「部局」という。）が行う研究プロジェクト等に、大学院博士課程に在籍する優れた学生を研究補助者として参加させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、本学に採用する研究補助者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の研究補助者の名称は、リサーチ・アシスタント（以下「R・A」という。）とする。

(職務内容)

第3条 R・Aの職務内容は、部局が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、部局の長の命を受け、当該研究活動に必要な補助業務に従事する。

2 R・Aは、前項の補助業務のうち特に高度の専門的知識を必要とする業務を部局の長から命じられた場合には、当該業務に従事する。

(就業規則の適用)

第4条 R・Aには、国立大学法人北海道大学短時間勤務職員就業規則（平成16年海大達第88号）を適用する。

(採用資格)

第5条 R・Aとして採用することができる者は、本学大学院の博士後期課程並びに医学研究科、歯学研究科、獣医学研究科及び生命科学院臨床薬学専攻の博士課程に在籍する優秀な学生とする。

2 前項の規定にかかわらず、博士課程教育リーディングプログラムにおいて、当該プログラムの研究活動に必要な研究補助業務に従事させる場合には、修士課程に在籍する優秀な学生をR・Aとして採用することができるものとする。

(選考)

第6条 R・Aの選考は、当該学生が在籍する部局等の長の承認を得て、研究プロジェクト等を実施する部局の長（以下「プロジェクト実施部局長」という。）が行う。

2 R・A選考基準、選考方法及び職務内容は、プロジェクト実施部局長が定める。

(勤務時間)

第7条 R・Aの勤務時間は、週30時間を超えない範囲内で、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮して、プロジェクト実施部局長が定める。

(給与)

第8条 R・Aの1時間当たりの給与は、職務内容及び勤務地に応じて別表のとおりとする。

(オリエンテーション)

第9条 R・Aに研究補助業務を行わせる場合は、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行い、その円滑な遂行に留意するものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、R・Aに関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この要領は、平成8年7月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年3月19日から実施し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年2月24日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年12月1日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年2月1日から実施する。

別表 (第8条関係)

| 職務内容 | 勤務地区分 | 地域手当 3%支給地 | 地域手当 非支給地 |
|-----------------------------------|------------------------|---------------|--------------|
| | 当該研究活動に必要な補助業務(第3条第1項) | | 1,350円 |
| 上記業務のうち特に高度の専門的知識を必要とする業務(第3条第2項) | | 1,950円 | 1,900円 |